

保護者の皆様へ

子どもたちの健やかな成長のために STOP! 児童虐待

子育てをしていると、子どもが言うことを聞いてくれなくて、悩むことがあります。つい、怒鳴ってしまうこともあると思います。体罰や暴言は、一見効果があるよう見えますが、恐怖によって子どもをコントロールしているだけで、なぜ叱られたのか理解できていない場合や子どもの体や心に重大な影響を与える場合があります。

「児童虐待」についての理解を深め、子どもの気持ちに寄り添いながら、健やかな成長を支えていきましょう。

1 どんな行為が児童虐待にあたるのでしょうか？

●児童虐待は、以下の4つに分類されます。

| | |
|-------|---|
| 身体的虐待 | 殴る、けるなどの暴力をふるう・やけどを負わせる・室内に拘束する・戸外にしめ出す など |
| 性的虐待 | 性的行為を強要する・わいせつ画像の被写体にする・わいせつ画像を見せる など |
| ネグレクト | 家や車の中に放置する・食事を与えない・ひどく不潔にする・病気なのに受診させない など |
| 心理的虐待 | 言葉で脅す・兄弟姉妹間で差別的扱いをする・子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう (DV) など |

2 児童虐待防止に関して、学校はどのような役割を担っていますか？

●「児童虐待の防止等に関する法律」で、次のような役割が示されています。

学校及び教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。
(第5条第1項 要旨)

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、市町村若しくは児童相談所等に通告しなければならない。
(第6条第1項 要旨)

学校は、社会的・法的な責任を負っています。

虐待の疑いがある場合は、子どもの安全を第一に考え、市町村や児童相談所に通告しなければなりません。ご理解とご協力をお願いします。

③児童虐待を受けるとどんな影響が出るのでしょうか?

●暴力や暴言を受けたり、見放されたりすると、次のような悪影響があります。

- 脳の発達や心身の成長に深刻な悪影響を及ぼすことがあります。
- 知的発達を阻害してしまうことがあります。
- 「自分を大切にしたい」という気持ちや「がんばろう」という意欲が低くなることがあります。
- 適切な対人関係を築くことができなくなることがあります。
- 学校や地域で粗暴な行動を取るようになることがあります。
- 心的外傷後ストレス障害(PTSD)として残ることがあります。



④子どもと接する上で大切なことは何でしょう?

●ほめて育てる。



結果よりも、
動機や努力を認める。
人と比べずに、
その子なりに進歩が
あったことをほめる。

●あいまいな表現ではなく、
具体的に伝える。



●体罰や暴言を行わない。

令和元年6月に
「児童虐待の防止等に関する法律」
が改正され、しつけに際して、
体罰等の禁止が明文化されました。

県では、平成28年度に、良好な親子関係を築き、効果的にしつけを行うための子育て講座プログラム「ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング」(通称「ほめトレ」)を独自に制作しました。

群馬県結婚・子育て応援ポータルサイト「ぐんまスマイルライフ」で動画版「ほめトレ」を公開しているほか、市町村職員等を対象に、プログラムを指導するトレーナーを養成し、地域における子育て講座の普及を推進しています。



ほめトレ動画版

こんな時、どうしますか?



食器を片付けようとしてくれたが、落として割ってしまった



お店で走り回って転び、「痛いよー!」と泣きついてきた



混雑する遊園地で、「あれに乗る!」と言いながら走り出した



子育ての悩みがあるときは、最寄りの市町村の子育て相談窓口、または、児童相談所全国共通ダイヤル「189」にご連絡ください。

○市町村の子育て相談窓口の連絡先については、Webページ等でご確認ください。

○県内児童相談所連絡先

- 中央児童相談所 027（261）1000 管轄：前橋市、伊勢崎市、佐波郡
- 中央児童相談所 0279（20）1010 管轄：沼田市、渋川市、北群馬郡、吾妻郡、利根郡
(北部支所)
- 西部児童相談所 027（322）2498 管轄：高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、多野郡、甘楽郡
- 東部児童相談所 0276（57）6111 管轄：桐生市、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡